

商工建設常任委員会会議録

令和4年7月19日

場 所 第5委員会室

令和4年7月19日(火曜日)

午前9時57分開会

審査・調査事項

- 商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査
- その他報告事項
 - ・コロナ禍における観光の現状と対策について

出席委員(8人)

委員	長	西村	賢
副委員	長	山内	佳菜子
委員		坂口	博美
委員		二見	康之
委員		野崎	幸士
委員		山下	寿
委員		重松	幸次郎
委員		来住	一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	横山	浩文
商工観光労働部次長	米良	勝也
観光経済交流局長	山下	栄次
商工政策課長	高橋	智彦
観光推進課長	海野	由憲
スポーツランド推進室長	那須	隆輝

事務局職員出席者

議事課主任主事	木村	結
議事課主任主事	山本	聡

○西村委員長 ただいまから、商工建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の日程であります。お手元に配付の日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前9時58分休憩

午前9時58分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、商工観光労働部から、報告事項の説明を求めます。

○横山商工観光労働部長 おはようございます。

本日は、お手元の商工建設常任委員会資料のとおり、コロナ禍における観光の現状と対策について報告をさせていただきます。

内容は、担当課長から説明いたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○海野観光推進課長 お手元の資料の1ページをお開きください。

コロナ禍における観光の現状と対策について御説明いたします。

まず、1の本県の観光の現状ですが、新型コロナウイルスの影響により、令和3年の本県への観光入込客数は、速報値で1,012万6,000人回であり、令和2年比で0.7%の減、令和元年比で36.2%の減となっており、コロナ禍前の令和元年を大きく下回っている状況でございます。

また、観光庁が発表しました令和3年の本県への宿泊者数は315万人泊となっており、令和2年比では2.5%の増となっておりますが、コロナ禍前の令和元年比では27.1%の減となるなど、本県の観光は大変厳しい状況が続いております。

県では、これらの状況に対応するため、コロナ禍における各種観光対策に取り組んでいるところでございます。

まず、2の主な国内観光対策について、御説明いたします。

(1)のジモ・ミヤ・タビキャンペーン(県民割)につきましては、既に御案内のとおり、九州在住者を対象に、県内旅行の割引支援や県内のお土産店等で使用できるクーポンを付与するものでありまして、割引支援は旅行代金の最大50%で上限5,000円、クーポンは最大4,000円を付与するものであります。

実施期間は、令和3年6月21日から令和4年9月1日チェックアウトまでとなっております、利用に当たりましては、ワクチンの3回接種歴またはPCR検査等の陰性証明が必要となります。

令和3年度の実績としましては、宿泊者数が50万6,318人泊、日帰り者数が3万6,788人となっております。

次に、(2)の教育旅行支援につきましては、県内で実施される教育旅行の誘致・定着化を図るため、貸切りバス費用と、旅行会社が本県での教育旅行を受注・催行する際の企画商品開発費を支援するものであり、支援額は、バス1台当たり1日5万円、企画商品開発費1人当たり2,000円となっております。

令和3年度の実績としましては、貸切りバス補助が延べ1,029台、企画商品開発費支援が290校、1万7,637人泊となっております。

なお、参考としまして、最初のぼつにございます宿泊稼働指数、これは、下の米印にありますとおり、九州経済調査協会が独自に数値化したもので、過去2年で最も客室が使われた日を100として計算したのですが、本県の昨年11月、12月の宿泊稼働指数は80を超え、全国で1

位を記録しております。

また、ジモ・ミヤ・タビキャンペーン(県民割)の終了後は、国の制度設計を踏まえて、全国を対象とした旅行需要喚起策、全国旅行支援を実施する予定としております。

今後とも、切れ目なく国内観光客の誘客対策に取り組むことにより、落ち込んだ県内経済の早期回復を図ってまいりたいと考えております。

次に、2ページを御覧ください。

3、コロナ禍における主なインバウンド対策についてであります。

(1)インバウンドの現状ですが、①の表のとおり、令和3年の本県の外国人宿泊者数は1万230人泊となっております、大きく減少しております。

次に、②のインバウンド再開に係る国の動きであります。

令和4年6月10日から2年2か月ぶりに外国人観光客の受入れが解禁され、添乗員付きのパッケージツアーによる受入れが開始されました。

観光目的での短期滞在の新規入国については、青区分の98の国・地域から入国するツアー参加者に限定されております。

また、国際線の受入れは、現時点では、新千歳、羽田、成田、関西、中部、福岡の6空港に限られており、1日2万人の入国者総数上限の範囲内での受入れとなっております。

さらに、外国人観光客の受入れ対応に関するガイドラインが策定されておりまして、パッケージツアーの実施に当たっては、旅行業者や添乗員、宿泊事業者等は、感染防止対策や陽性者が発生した場合の対応など、ガイドラインの遵守が求められているところでございます。

次に、(2)本県の取組です。

①のインバウンド再開前からの継続した取組

としましては、海外事務所や観光協会、隣県等と連携し、誘客につながる宮崎に関心を持つ方々の獲得・拡大や、インバウンド事業に取り組む人材の育成を継続して実施しております。

令和3年度の主な実績であります。海外向けSNSの内容を各国・地域の特性に精通した専門業者に依頼して見直すとともに、アクセス数を増やすためのSNS広告を実施いたしました。

フォロワー数も令和3年3月末1万5,836であったものが、令和4年3月末には4倍以上の7万75と大きく増えております。

また、南九州3県で連携してインフルエンサーを招請し、アフターコロナでのニーズの増加が見込まれる旅行テーマについてSNSによる動画情報を発信いたしました。

具体的には、韓国向けに、レンタカーの利用を想定した周遊観光ルートの紹介を、台湾向けに、自転車愛好家に向けたサイクリングルートの紹介をいたしました。

このほか、インバウンド再開後の商品造成につなげるため、台湾の旅行会社31社に対して、県内観光地やモデルルートをオンラインで紹介したり、県内の市町村職員や観光事業者等を対象に、今後、欧米豪からの誘客が期待できるアドベンチャーツーリズム推進の機運醸成を図るための研修会を開催いたしました。

最後に、②インバウンド再開後の取組ですが、関係部局との連携を図り、現地観光イベントへの出展、メディア・インフルエンサーの招請、現地旅行会社へのセールス、航空会社や旅行会社と連携したキャンペーンの実施といった戦略的・効果的なプロモーションや誘致セールスを行いながら、インバウンド需要を取り込んでまいります。

説明は以上であります。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。委員の皆様からの質疑はございませんか。

○山内副委員長 今、新規感染者数がB.A.5などの関係で全国的に増えてきている中で、どうしても一般の方からは、新規感染者数が増えているのに大丈夫なのかという心配の声も上がってきています。

経済を回さないといけないという趣旨も理解はできるんですけども、そういった県民の方々に対しての説明はどのようにされるのか、考えを伺わせてください。

○海野観光推進課長 副委員長のおっしゃるとおり、感染が急速に拡大しております。人流の移動が活発化する中でこういう状況になっているということでございますが、やはり旅行中においても、しっかりした感染対策、マスクをする、会食時も油断することなく、大人数での会食を避けたり——基本的には感染対策をすれば、一定程度、感染は防げるものと考えております。

コロナ禍のジモ・ミヤ・タビキャンペーンの停止基準といたしましては、県内にまん延防止等重点措置が適用される、あるいは、病床使用率が50%を超えるということで、医療非常事態宣言が発出される、そういった事態になったときにはキャンペーンを停止することにしております。

今現在、病床使用率は30%弱でございますけれども、旅行される皆様方には注意して安全な旅行をしていただけるように、また、注意喚起をしてまいりたいと考えております。

○山内副委員長 ちなみに、これまで担当課のほうに、感染者が増えているけれども、という御意見とかお問合せは来ていないでしょうか。

○海野観光推進課長 県民の声などで、そういつ

たお声を数件いただいております。

○山内副委員長 そういった方々にも、そういう丁寧な御説明がなされていると思ってよろしいんでしょうか。

○海野観光推進課長 県民の声につきましては、拝聴ということで取り扱っております、その意見をこちらのほうではお伺いしているんですけども——電話で来たときにはそのようにお答えしているということでございます。

○山内副委員長 恐らく、観光業界の方々もその部分に関しては、もう万全の対策もされて、一生懸命対応されていると思いますので、そういう県民の方への御理解という部分に関してはきちんと得られるように、今後も引き続き対応をお願いしたいと思います。

○来住委員 令和元年に比べて、この観光入込客数が36%ぐらい減少しているわけですね。観光関係、ホテルだとかいろいろたくさんあるわけですが、当然、そこには一定の補償があったり、助成があったりしてきたわけですけども、令和元年などに比べて、観光業における雇用関係というのはつかんでいらっしゃるのかなと。つまり、人員削減をせざるを得なかったとかいう事態が起こって、雇用が減少している、そういう関係はつかんでいらっしゃいますか。

○海野観光推進課長 詳細な数字までは把握していないんですけども、旅館組合の皆様やタクシー協会、そういった交通関係事業者の方からのお話を伺いますと、やはり、今、かなり状況が縮小する中で人員が減ってきていると、離れていった方々もいらっしゃると聞いているところでございます。

○来住委員 県としては、細かいところまではつかんではいらっしゃらないところでしょうか。そこまで把握しにくい点はあると思うんですけ

れども。

○海野観光推進課長 はい。本課としては、詳細な数字は把握していないところなんですけれども、雇用労働政策課で把握しているか、確認してみたいと思います。

○坂口委員 観光の動向で、観光入込客数、宿泊者数、3分の1ぐらいの減です。

その一方で、宿泊料とかの割引をやりましたよね。それとクーポン券を出しましたよね。そんな関係から、人数は減ったけれども、1人当たりの消費単価、それとも消費額というのかな、ここらはどんな具合ですか。その効果が1人当たりの支出の増につながっているかどうか、もし分かれば教えてください。

○海野観光推進課長 令和3年の消費額については、まだ今、精査中なんですけれども、これまでジモ・ミヤ・タビキャンペーンの割引で約37億円支出しております、その経済効果については——令和3年度は、主に県内客でした。

そういった県内客の観光消費額が、1人当たり、宿泊だと2万円ちょっととか、日帰り客で数千円ということで、算定しますと、約37億円に対して約120億円の経済効果は出ているものと推計しているところでございます。

○坂口委員 経済効果としてはそうでしょうけれども、そうではなく、そういう制度も何もない通常の宮崎への周遊なり、県内客の観光では消費単価は1万円となるけれども、割引もある、クーポンも出るということで、その消費額1万円が1万3,000円とか1万5,000円に増えているんじゃないかなと、それは十分期待できるんじゃないかなと思うものですから。

1人当たりの消費単価という言葉が適当かは分からないけれども、いろんな助成制度をやったことで、1人当たりの消費額の増につながっ

たのかどうかというのを教えてください。

○横山商工観光労働部長 具体的な数字は取っておりませんが、宿泊施設等の方々とお話をしたり、いろんなものを見た感じなんですけれども、1泊当たりのホテル側の売上げというのが、ジモ・ミヤ・タビの割引があったりする関係で、コロナ前よりは、単価といいましようか、宿泊価格が上がっており、その分、お金が落ちていると見ております。

ですから、令和元年からすると、観光入込客数が36%のマイナスになっておりますけれども、売上げベースでいくと、そこまでは落ちていないのかなと思っております。

さらに、クーポン券がございます。クーポン券は旅行期間中だけではなく、その後もいろんなところで使える形になっておりますので、県全体としては、その分消費も当然増えているだろうと思っております。

ただ、県外のお客さんがかなり減っております。基本的には、県内のお客さんよりは県外のお客さんのほうが消費単価が高いので、そのプラマイでどうかなという感じはいたしますけれども、いろんな宿泊事業者の方々は、ジモ・ミヤ・タビの割引なりクーポンとかで、かなり助かっているというお話をお聞きしておりますので、何とか支えられているのかなとは思っているところでございます。

○坂口委員 1万円で泊まれる部屋が半額になれば、2万円の部屋に泊まってみるかという効果とか、それから、クーポン券が出たから、通常は1万円分のお土産を買って帰るけれども、1万5,000円分買って帰るかとか、そういう効果というのは十分期待できるんじゃないかなと思うし、また、それを期待しないといけないと思うんですね。調査が今からなら、後々、何らか

の機会で説明いただくとして、もう一ついいですか。

2ページ目の令和3年度実績の中のアフターコロナでのニーズの増加なんですけれども、このアフターコロナの定義というのはどういう具合に定義づけられているんですか。

もう、第7波、第8波は来ないということが見通せたときをアフターコロナと言うのか、それとも、今のコロナが落ち着いた、なら、もうそれがアフターコロナなのか。その定義によって、その後のそういった対応というか、施策というのは大きく変わると思うんですけれども。

○海野観光推進課長 定義につきましては、今、インバウンドが再開されてはいるところですが、まだ本格的な再開ということではなくて、一定程度、今の入国制限数が拡大されていく状態でのアフターコロナだろうと思っているところです。

アフターコロナといっても、ウイズコロナというのはもう間違いないので、コロナの感染状況を見ながら、今後、インバウンドの取組を進めていくことを想定しないとイケないと考えているところでございます。

○坂口委員 やっぱり、この場合、ウイズコロナで行くべきじゃないかなと、アフターコロナというのと、少し違うような気がするんですね。

それから、インフルエンサーというのも、できるならやはり日本語を使わないと勘違いしますよね。そういったことをずっと広めていく人と、病気が広まることと、全く逆方向になるから、ここらを工夫していただければと思います。

○西村委員長 私からも、関連していいですか。

今、坂口委員が質問した、クーポンの件です。この前、日向地区の自民党会派で勉強会があったときに、ある出席者が5,000円出して泊まった

ときに、4,000円のクーポンと、4,000円の日向市のクーポンと、さらに、その地域限定の3,000円クーポンと、合計1万1,000円もらったという話がありました。

ほかの人も、もうホテルはどこもいっぱいだと。この週末に、また別の会議があって宮崎市に急遽来られた方が、どこもいっぱいなので、また何時間かかけて日帰りしないといけないという話があったんです。でも、本当に、どこのホテルもいっぱいぐらい、このクーポンの経済効果、ジモ・ミヤ・タビの経済効果というのは出ているんですが、果たして、本当に必要でホテルの予約を取ったのか。クーポンありきで、例えば、夕方チェックインして、翌朝、もう一回自宅から来てチェックアウトするとか、場合によっては、飲んだ帰りにチェックアウトして帰るとか、このジモ・ミヤ・タビのクーポンが、逆に、悪しき使われ方をしているんじゃないかなという話をその場でいただいたものですから。

例えば、先ほど言われたように、上限が5,000円というホテルの割引がありますけれども、だったら、坂口委員が言ったとおり、2万円のホテルが1万円なら泊まってみたいなとか、そういう可能性はあったほうがいいんじゃないかな。

確かに、経済効果を考えると、クーポンが何か月後までも使えるというのは非常に魅力的なんですけれども、実際、そういうふうに、市町村がそれぞれのクーポンを出したり、商店街がクーポンを出したりして、さっきの話のように、5,000円は出したけれども、1万1,000円分もらったということになれば、この助成制度が終わった後、観光業界にとっては、逆に、負の痛手になるんじゃないかなとも思うんですが、そのあたりはどう考えているのか。

○海野観光推進課長 おっしゃるとおり、給付

といますか、そちらについては、問題は若干あるのではないかとはいっているところがございます。

国の交付金を使って、観光客とクーポン、地域消費を回すということで、今のような制度設計になっているところです。また、その制度的な問題については、市町村も地域独自で考えている部分がございますけれども、そういう助成制度を考えている市町村とは事前に協議しながら、今後の活用についても意見交換してまいりたいと思っているところがございます。

おっしゃるとおり、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンも、今後、国の全国旅行支援に変わっていく予定になっておりますけれども、割引率を下げていくという方針でございまして、そこはソフトランディングする方向性となっているところではございますけれども、今までのような現状については、しっかり、市町村と情報交換しながら検討してまいりたいと思っております。

○西村委員長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

○重松委員 1番の教育旅行の件を確認させていただきたいんですけれども、これは県内の学校が移動した助成になっているわけでしょうか。逆に、県外から来た学校に対する助成というのはないのでしょうか。

○海野観光推進課長 こちらは、県内県外どちらもございます。とにかく宮崎県内を回っていただける学校ということで補助をしております。

○重松委員 宿泊地はどこが多いのでしょうか。

○海野観光推進課長 すみません。県内の宿泊地ということでしょうか。

○重松委員 そうですね。宮崎県内で宿泊されたときに、あまり宮崎市内で学生を見かけないような気がして、どこに泊まっているのが多い

のかなと。

○海野観光推進課長 やはり、宮崎市が一番多くなっております、日南市、それから高千穂町といった形になっております。

○重松委員 分かりました。

教育旅行をしっかり増やしていけば、宿泊の活性化になると思いますので、ぜひ、またお願いいたします。

○西村委員長 大体予定の時間が来ましたので、よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、商工観光労働部を終わります。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時25分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

7月21日午後から開催されます高速自動車国道建設促進宮崎県期成同盟会総会における委員長報告についてであります。

6月の委員会でも申し上げました本期成会同盟会は当委員会が主体となって活動しております、活動報告を商工建設常任委員長が行うこととなっております。

お手元に、21日の総会資料と委員長報告案、決議案を配付しておりますが、委員長報告は、総会資料2ページから6ページの令和3年度事業報告をまとめたものであります。

また、総会において、決議案を商工建設常任副委員長が読み上げ、決議することとなっております。

委員の皆様には、この委員長報告案と決議案を御一読願います。

21日の期成同盟会総会における委員長報告案

及び決議案については、この内容で御異議等ございませんか。

○坂口委員 一つだけ。2ページ目の真ん中3段目、4段目です。これ多分、利便性の向上と開通区間の機能強化が進められている。これ、受け入れたときは、正面衝突なんて高速道路で考えられないということで、安全性の確保というのを一番表に出して要望してきているんです。

だから、この開通区間の機能強化に含めていると思うんだけど、もし可能なら、「安全性及び」利便性の向上とするとより分かりやすい、要望してきたことと合うかなと。

○西村委員長 安全性及び利便性の向上ですね。

それでは、そのようにさせていただきますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように修正させていただきます。

次に、県外調査についてであります、10月の19日から21日に予定しております。改めて御意見があればお伺いしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時29分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県外調査の調査先等につきまして、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上をもち

令和4年7月19日(火)

まして本日の委員会を閉会いたします。

午前10時30分閉会

署 名

商工建設常任委員会委員長 西 村 賢